毎月確認しましょう! 被扶養者の収入額 ~被扶養者等の検認を終えて~

短期給付係 (082)513-4957

被扶養者証等の検認事務については、御協力いただきありがとうございました。

今回の検認で、過去に遡って認定を取消した事例をいくつか御紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行いますので、今後も被扶養者の収入状況を常に把握しておいていただくとともに、確認書類を速やかに提出できるよう、特に被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書や、別居の被扶養者への送金確認書類(原則手渡しは認められません。)は、適切に保管しておいていただくようにお願いします。



過去に遡って認定取消となった場合,取消日以降に当共済組合が負担した医療費等は,全額返還していただきます。認定取消に該当する事由が発生した場合は,速やかに取消の手続をしてください (過去に数百万円の医療費等の返還していただいた事例があります。)。

事例1 扶養手当に相当する手当が共同扶養者に支給されていた。

組合員の収入が共同扶養者より多い場合でも、当該被扶養者に対する扶養手当又はこれに相当する手当を組合員以外の者が受給している場合は、被扶養者として認定することができません。

事例2 過去に遡って個人年金を受給していたことが判明した。

個人年金は、被扶養者が60歳以上であっても公的年金には当たらないため、個人年金以外に公的年金を受給していない場合の収入限度額は、年額130万円未満となります。また、個人年金は非課税部分も含めて全額を収入として取り扱います。

事例3 共同扶養者と収入が逆転していた。

取消日は収入が逆転したことを確認できる日となります。具体的には、次のとおりです。

給与収入のみの場合 … 2月1日(源泉徴収票で収入が確認できる日)

事業収入等の場合 …… 確定申告を行った日

参考 今回の検認で被扶養者の認定を取消した件数(R2.7~R2.9)

区	分	取消事例	件数(件)
就	職	新しい保険証を取得していた	157
収入限度額超過		不安定収入で12か月の累計が130万円以上であった等	67
扶養認定替え		共同扶養者の収入の逆転	68
失業保険給付		雇用保険の基本手当を受給していた	25
その	他		18
計			335

◎ 最も遡及して認定を取消した日 平成30年3月1日

県や市町村から医療費の助成(公費)を受けたら、共済組合に届け出ましょう

短期給付係 (082)513-4957

県や市町村は、さまざまな医療費の助成(公費)を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。 (指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等)

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、すでに届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式(様式集 § 9-039)により当共済組合に届け出てください。